

公益財団法人日本ソフトボール協会 方針・規程等管理規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下「この法人」という。）の諸方針・諸規程等の立案、制定、改廃、周知および実施について必要な事項を定め、諸方針・諸規程等を体系的に整備して業務の適正化・明確化・公正化・効率化を図ることを目的とする。

第2条（方針・規程等の区分と管理）

方針・規程等の文書は、最上位文書、規程、規則、基準、細則に分け、それぞれ次の各号に定める事項を内容とする。

（1）最上位文書（定款）

定款の他、この法人の基本事項に係る中長期的な取組の方向性を定めるものをいい、方針（ポリシー）、宣言（ガイドライン）、理念等とする。

（2）規程

この法人の経営、財務、組織、人事、業務運営等に関する基本的規則のうち、特に重要なものをいい、選手・審判員選考に関する規程（審判員については、資格に関する規程を含む。）を含む。

（3）規則・基準

「規程」以外の経営、財務、組織、人事、業務運営等に関する基本的規則をいい、選手・審判員選考に関する基準（審判員については、資格基準を含む。）を含む。

（4）細則

方針、規程、規則・基準に基づく具体的解釈や体系・運営方法（手続、手順等）に定めるものをいい、マニュアル、要領、手順書、フロー図、体系図等をいう。

2 方針・規程等は、その内容により

1. 定款
2. 内部統制システム・コンプライアンス・リスク管理等の方針（ポリシー）、ガイドライン、理念等
3. 加盟団体に関する方針・規程等
4. 組織運営に関する規程等
5. リスク管理に関する規程等
6. 監事監査に関する方針・規程等
7. 経営運営基本事項の規程等
8. 組織の規程等
9. 財務・経理に関する規程等
10. 総務・人事・労務に関する規程等

11. コンプライアンス（法令等遵守）に関する規程
12. 情報セキュリティに関する規程
13. 選手・審判員選考に関する規程（選考基準及び選考過程）および競技ルール類等の 13 種類のカテゴリー分類による文書区分を行い、別に定める「日本ソフトボール協会方針・規程等一覧表」にて管理する。

第3条（文書規定化の推進と決裁権限）

この法人の会長及び業務執行理事は、業務管理の・明確化・公正化・効率化を図るため、分掌業務執行内容の文書規定化に努めなければならない。なお、法令及び定款に評議員会のみ
の決議権限とされたものを除き、規程の制定・改廃は、理事会が行い、規則・基準の制定・
改廃は、規程の委任により、会長または専門委員会が行う。

2 この法人の会長及び専門委員会は、方針・規程等にのっとり業務を構成する個々の具
体的業務・手順・手続等の処理方法を、必要に応じて、細則として、別途定める。

第4条（電磁的方法、電磁的記録）

この法人の方針・規程等において、電磁的方法とは、一般社団法人及び一般財団法人に関
する法律施行規則（以下「法人法施行規則」という。）第92条にいう電磁的方法（以下「電
磁的方法」という。）とする。また、電磁的記録とは、法人法施行規則第89条にいう電磁的
記録（以下「電磁的記録」という。）とする。

第5条（遵守義務）

この法人の方針・規程等は、この法人の評議員、理事、事務局長及び事務局員、加盟団体の
構成員、登録チームの構成員、登録選手、公認指導者、公認審判員、公式記録員において、
厳正に遵守されなければならない。

第6条（効力の発生、消滅）

方針・規程等の効力は、定められた実施期日から発生する。

2 現行方針・規程等を廃止し、新方針・規程等を制定したときは、旧方針・規程等の効力
は特に定めがない限り、新方針・規程等実施と同時に消滅する。

第7条（方針・規程等の名称）

方針・規程等には、方針・規程等の内容を適切簡明に表現した固有の名称をつけなければな
らない。なお、方針・規程等の性質上原則として全般に発表しないものは「内規」の名称を
付する。

第8条（会長による方針・規程等の改正決裁）

次の場合は、この法人の会長が、方針・規程等の改正決裁をすることができる（定款を除く）。

- （1）体裁、様式の変更
- （2）法令または他の方針・規程等の改正にともなう用語・表記の変更
- （3）既に所定の手続を経て決定された事項に関連する改正
- （4）その他軽微な事項

第9条（方針・規程等の制定・改廃時の報告）

方針・規程等の制定又は改廃が行われたときは、評議員会、理事会、会長及び専門委員会はその旨を事務局長に報告しなければならない。

2 方針・規程等が制定または改廃されたときは、事務局長は、速やかに評議員、理事、監事、事務局員及び加盟団体に開示するものとする。ただし、第7条で「内規」とされたものは、「関係先限り」とする。

第10条（実施の周知） 方針・規程等の周知にあたり、事務局長は、方針・規程等を的確に実施させるため、方針・規程等の実施について必要な対応および方針・規程等の説明について定めた通達を必要に応じて発信する。

第11条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会及び評議員会（評議員、評議員会に係る部分に限る）の決議による。ただし、第8条による改正はこの限りでない。